

議事要旨(5) リース会計専門委員会における検討状況について

石井専門委員長及び小賀坂専門委員より、資料「審議事項(5)-1 リース会計専門委員会の審議状況の報告」、「審議事項(5)-2『売買取引に準じた会計処理の具体的方法(借手-2回目)』」に基づき、平成17年12月から3回開催されたリース会計専門委員会での検討内容、現在までの議論の要約、それらに対する主なコメントについて説明がなされた。

専門委員会での議論の内容、進め方について確認の質疑応答が行われた。

- 資料「審議事項(5)-1」の2ページで、借手の会計処理の費用配分の考え方において、10月の企業会計基準委員会の議論では、遞減的な費用配分と定額的な費用配分が並列であったが、前者を原則的な取扱いとし、後者を簡便的な取扱いとする提案に至った理由について、質問があった。小賀坂専門委員より、専門委員会において、両論を検討した上で、現行の基準を尊重しつつ、たたき台として、前者を原則的な方法とする提案を行っている旨の説明があった。
- 委員等より、たたき台では簡便的な取扱いに関する場合分けがなされているが、税務が対応するのか懸念が表明された。小賀坂専門委員より、税については予測が困難なため、まずあるべき会計処理を検討している旨の説明があった。
- 借手の簡便的な取扱いを適用する場合の、「会社全体のリース資産が重要でない認められる場合」の具体的な設定の仕方について、委員等より質問があった。小賀坂専門委員より、今後事務局より、「負債に与える影響度」、「有形固定資産残高に対する比率」、「自己資本比率に与える影響度」(資料「審議事項(5)-1」の2ページ)の具体的な数値をたたき台として提案する予定である旨説明があった。

以上